

名取市高齢者等ごみ出し支援事業補助金について

1. 事業内容

ごみを出すことが困難な高齢の人や障がいがある人などのために、市シルバー人材センターの「福祉・家事援助サービス事業」を利用しごみ出し支援を行った場合、利用料の2分の1を補助します。

2. 対象世帯

次のいずれかに該当する人のみで構成される世帯が対象となります。

- (ア) 申請時に満75歳以上の人
- (イ) 介護保険の要支援2以上の認定を受けている人
- (ウ) 身体障害者手帳の1級もしくは2級の交付を受けている人
- (エ) 療育手帳「A」もしくは「B」の交付を受けている人
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳の1級もしくは2級の交付を受けている人

3. 手続きの流れ

- ① 市へ利用届出書を提出します。 ※別添の届出書に記入して下さい。
- ② 市で要件を審査します。
- ③ 要件に合致していることが確認されたら、利用受理書を送付します。
併せて、シルバー人材センターへ利用者の情報を提供します。

以下④～⑦の詳細は、利用受理書をお渡しする際にご説明いたします。

- ④ シルバー人材センターで、利用者と協力会員のマッチングを行ないます。
- ⑤ 利用者がシルバー人材センターからチケット（1回500円）を購入します。
- ⑥ シルバー人材センターの協力会員により、ごみ出し支援を実施します。
- ⑦ 市へ補助金交付申請書兼実績報告書、補助金請求書を提出します。
- ⑧ 市から利用者へ補助金（利用料の半額）を交付します。

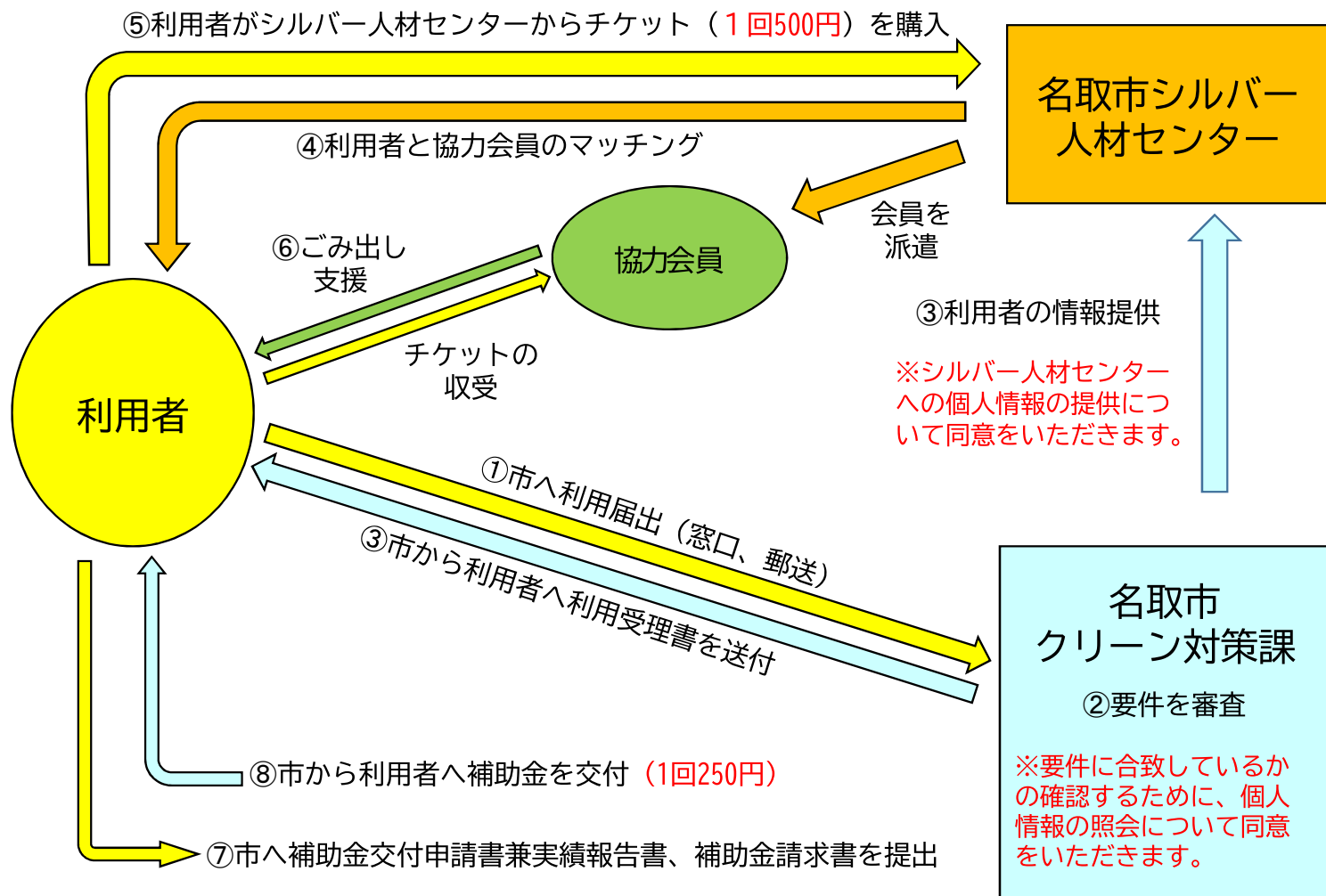
<問合せ先>

名取市生活経済部クリーン対策課クリーン対策係

電話 022-724-7161

高齢者等ごみ出し支援事業補助金の流れ

名取市シルバー人材センターが提供する福祉・家事援助サービス事業におけるごみ出し支援事業の利用について、ごみ出し1回あたり500円の1/2となる250円を市が補助するものです。



- <対象世帯>**
- 次のいずれかに該当する人のみで構成される世帯が対象となります。
- (ア) 申請時に満75歳以上の人
 - (イ) 介護保険の要支援2以上の認定を受けている人
 - (ウ) 身体障害者手帳の1級もしくは2級の交付を受けている人
 - (エ) 療育手帳「A」もしくは「B」の交付を受けている人
 - (オ) 精神障害者保健福祉手帳の1級もしくは2級の交付を受けている人